D1000 情報セキュリティ対策基本方針

国立情報学研究所 学術研究プラットフォーム運営・連携本部  
高等教育機関における情報セキュリティポリシー推進委員会

**改定履歴**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 日付・文書番号 | 改定内容 | 担当 |
| 2007年2月15日  A1000 | 新規作成 | 国立大学法人等における情報セキュリティポリシー策定作業部会 |
| 2013年7月5日  B1000 | 文書番号の変更のみ | － |
| 2015年10月9日  C1000 | 文書番号の変更のみ | － |
| 2019年12月27日  D1000 | サンプル規程集の全面改訂に合わせて更新 | 高等教育機関における情報セキュリティポリシー推進部会事務局 |

本文書の内容についてのご質問、ご意見は以下まで電子メールにてお寄せください。

sp-comment[at]nii.ac.jp　（[at]を＠に置き換えてください）

担当者の所属は改定当時のものです。担当者への直接のご質問はご遠慮ください。

D1000-01　（目的）

第一条　Ａ大学（以下「本学」という。）は、本学の理念である「研究と教育を通じて、社会の発展に資する」ことを実現するため、本学で扱う情報及び情報システムを対象に情報セキュリティ対策を実施する。

解説：組織の基本方針（ポリシー）であるので、この条で「本学」は大学ではなく法人とする考え方もある。規程の名称（位置づけ）に法人名を冠することもある。本学の基本理念であるかぎ括弧部分は、各大学のものに差し替えるか、あるいは「本学の理念と使命を実現するため」などとする。  
規程の第一条は規程の目的を述べる例が多いので、情報セキュリティ対策基本方針を制定する目的を述べるよう書き改めても良い。この基本方針を情報セキュリティポリシーとして、以下の条で情報等の保護の実施を定めるやり方もある。  
本基本方針を実施するために、各種規程や手順など（情報セキュリティポリシーの体系を構成するもの）を規定することをこの条か別の条で述べることが望ましい（本方針では第二条において規定）。

D1000-02　（方針）

第二条　前条の目的を達するため、本学は情報セキュリティ対策基本規程（以下、「対策基本規程」という。）及びその他の規程等の定めるところにより、以下の対策を行う。  
（１）情報セキュリティ対策の実施体制の整備  
（２）情報及び情報システムの保護  
（３）情報システムや情報サービスの管理・運用  
（４）インシデントへの対処  
（５）利用者への啓発・教育  
（６）（１）～（５）を含む情報セキュリティマネジメントの実施

解説：本条にて示す方針は、下位規程で規定される情報セキュリティ対策の概要を網羅的に示すものであることが望ましい。上述の内容のほか、次に例示する事項を示すことも考えられる。

（a）規程・実施手順等の整備

（b）関連する法令の遵守

不正アクセス禁止法、プロバイダ責任制限法、著作権、個人情報保護法等

（c）学問の自由・言論の自由・通信の秘密の確保、プライバシーの保護等

D1000-03　（義務）

第三条　本学の情報及び本学で扱う情報システムを利用する者、管理・運用の業務に携わる者は、本方針、対策基本規程及びその他の規程等を遵守しなければならない。

解説：本条に対策基本規程の下位規程への遵守義務を記載してもよいが、対策基本規程において、役割に応じた個別の規程への遵守義務を定めれば、本条での記載は無くても効力は確保される。

D1000-04　（罰則）

第四条　本方針に基づき定められる規程等に違反した場合の利用の制限および罰則は、A大学学則及び本学が定める就業規則に則って行うほか、それぞれの規程に定めるところによる。

解説：本条は本方針及び対策基本規程ほか下位規程等に違反した場合の罰則の行使に関する根拠として設定している。具体的な罰則の適用方法についてはD2101（情報セキュリティ対策基準）の第９条（違反に対する措置）にて定める。